

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 9 日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）

令和 2 年 3 月 7 日、政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 18 回）」が開催されました。また、これに伴い、総務省においても「第 18 回新型コロナウイルス感染症総務省対策本部」を開催いたしました。

対策本部において、安倍内閣総理大臣より、発言がありましたのでお知らせいたします。詳細は、下記 URL をご確認ください。

（総理の一日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/07corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/07corona.html)

（添付資料）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 18 回） 配布資料

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

# 新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）

日時：令和2年3月7日（土）

17時30分～17時50分

場所：官邸4階大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 財務省・金融庁提出資料

# 新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月7日(土)

厚生労働省

# 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年3月6日12時時点

	中国	香港	マカオ	日本 <sup>※1</sup>	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ
患者数	80552	104	10	407	6284	44	117	1	47	16	50	66	148	36	423	400
死亡者数	3042	2		6	42	1			1			3	12		7	

	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン
患者数	1	1	28	12	3	30	3858	115	3	60	261	23	2	3513	17	13
死亡者数					1		148	1			3			107		

	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	ギリシャ	ノルウェー	ルーマニア
患者数	58	52	15	1	36	12	41	87	10	8	3	5	1	9	86	6
死亡者数					2			1								

	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア	ナイジェリア	アイスランド	アゼルバイジャン	ベラルーシ	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド
患者数	20	2	82	16	1	1	26	3	6	3	5	8	1	1	7	6
死亡者数				1												

	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル	ラトビア	セネガル	サウジアラビア	ヨルダン	アルゼンチン	チリ	ウクライナ	モロッコ	チュニジア	ハンガリー
患者数	8	1	1	2	1	7	1	4	2	1	1	4	1	2	1	2
死亡者数																

	リヒテンシュタイン	ポーランド	スロベニア	パレスチナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	南アフリカ	ジブラルタル(英領)	サン・マルタン(仏領)	サン・バルテルミー(仏領)	その他 <sup>※2</sup>	合計
患者数	1	1	3	7	2	1	1	2	1	696	88646
死亡者数										6	3116

※1 うち41例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

# 新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】 ※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月6日18時時点

	PCR検査陽性者	うち無症状者					うち有症状者								症状有無確認中
		うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院中の者		うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者※2	うち確認中	うち入院待機中の者	うち死亡者			
				うち入院中の者	うち入院待機中の者										
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	392※1 (+59)	37 (+6)	10 (+4)	27 (+2)	24 (+10)	3 (-8)	355 (+53)	53 (+3)	296 (+50)	176 (+37)	28 (-2)	82 (+14)	10 (+1)	6	0
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	15	4	4	0	0	0	11	9	2	2	0	0	0	0	0
合計	407※3 (+59)	41 (+6)	14 (+4)	27 (+2)	24 (+10)	3 (-8)	366 (+53)	62 (+3)	298 (+50)	178 (+37)	28 (-2)	82 (+14)	10 (+1)	6	0

※1 うち日本国籍の者350人

※2 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は4名

※3 これに加え、空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると408例となる。

【上陸前事例】 ※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月6日18時時点

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ※7	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※4 ※3月1日下船完了	696 【410】 ※5	245 (+3) ※6	32 (-2)	6 ※8

※4 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人 ※5 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。

※6 退院等している者245名のうち有症状82名、無症状163名。チャーター便で帰国した者を除く。 ※7 12名が重症から軽～中等症へ改善(うち2名は退院)

※8 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

# 新型コロナウイルス感染症に関する入退院の状況

3月6日（金）18時時点

## 【国内事例】

PCR検査陽性者			現在も入院等
	うち退院者	死亡者	
407 (+59)	76 (+7)	6	325 (+52)

※国内事例には、上記のほか空港検疫で確認された患者1名がいる。

## 【クルーズ船】

PCR検査陽性者 (国内で診療中)			現在も入院等
	うち退院者 (※)	死亡者	
656	245 (+3)	6	405 (-3)

※上記のほかチャーター便帰国した40名がいるが、上記には含めていない。

退院者には、藤田岡崎医療センター分を含む。

## 【総計】

PCR検査陽性者 (国内で診療中)			現在も入院等
	うち退院者 (※)	死亡者	
1063	321 (+10)	12	730 (+49)

# 新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

3/6(金)  
17時時点

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数：472件 (H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335 (H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	<b>47都道府県、527施設</b> で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設	<b>47都道府県、869施設</b> で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で <b>120,723件</b> (2/3～3/5) ※前日比14,535件増加	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で <b>4,161件</b> (2/1～3/5) ※前日比625件増加	東京都：8,712件 (1/29～2/27) (2/26:428件、2/27:414件) 大阪府：5,174件 (1/29～2/27) (2/26:263件、2/27:215件) 宮城県：2,272件 (2/4～2/27) (2/26:213件、2/27:242件) 岡山県：1,067件 (2/4～2/27) (2/26:126件、2/27:164件) ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。</li> <li>全都道府県が24時間土日でも対応可能である(各ホームページ上でも公表)。</li> <li>2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>869施設のうち感染症指定医療機関は397施設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用回線を設置している都道府県は神奈川県を含め22都道府県。</li> <li>都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。</li> </ul>

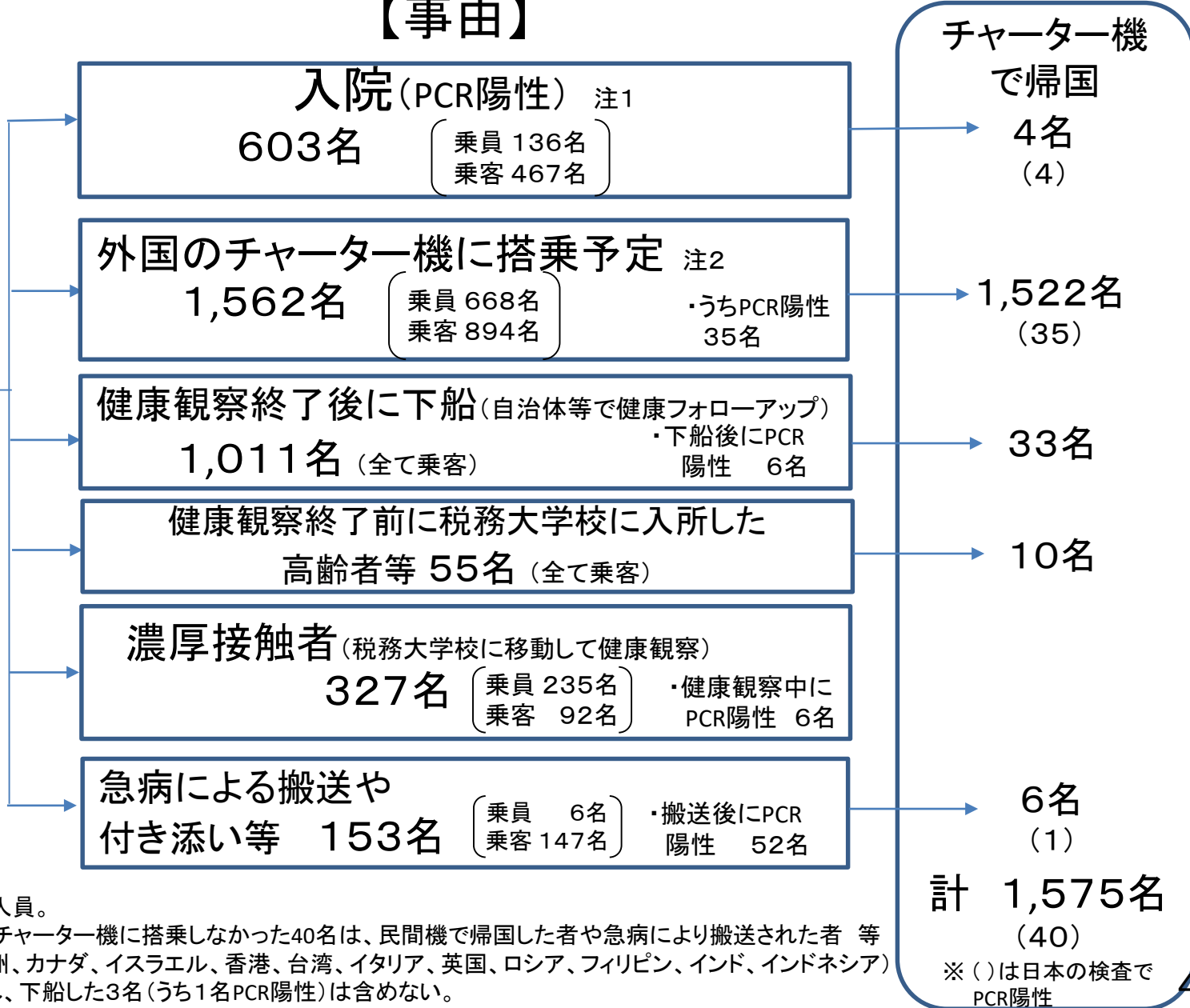
# クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の下船の状況

3月6日(金)18時時点判明

## 【事由】

乗員 1,045名  
乗客 2,666名  
合計 3,711名  
※2月3日

判明しているPCR陽性  
(実人員)注3  
計 702名 (乗員 144名  
乗客 558名)  
(うち40名はチャーター機で帰国)



注1:入院(PCR陽性)は、重複を排除した実人員。  
注2:外国のチャーター機に搭乗予定のうちチャーター機に搭乗しなかった40名は、民間機で帰国した者や急病により搬送された者等(チャーター機の出国先は米国、韓国、豪州、カナダ、イスラエル、香港、台湾、イタリア、英国、ロシア、フィリピン、インド、インドネシア)  
注3:船会社の医療スタッフとして途中乗船し、下船した3名(うち1名PCR陽性)は含めない。

※( )は日本の検査でPCR陽性



○事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、

- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
  - ・ 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
  - ・ こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること
- を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願います。

○民間金融機関における事業者支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、金融庁・財務局が民間金融機関に対して、特別ヒアリングを実施するとともに、必要に応じて検査を実施することにより、各金融機関の取組状況を適時適切に確認していく所存です。

○民間金融機関に対して条件変更等の取組状況(金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等)の報告を求め(銀行法第24条等による報告徴求)、その状況を公表いたします。

○令和元年12月に検査マニュアルを廃止し、返済猶予等の条件変更した場合の債権の区分など、個別の資産査定を含め、民間金融機関の判断を尊重する方針としている。

○2月28日に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」に加え、財務局に専用ダイヤルを設置し、事業者から寄せられた相談等を金融機関に還元の上、その適切な対応を求めています。

# 「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について」(抄)

(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)(令和2年3月6日)政策金融部分

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、これまで、2月7日付で関係省庁から政策金融機関等へ、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施しております。また、2月13日に決定した、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として、5,000億円を確保すること等の措置を行っております。

○各政策金融機関におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、要請します。特に、年度末の金融繁忙期が控えていることも考慮し、

- ・ 事業者の業況や当面の資金繰り等について、休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと
- ・ 年度末の金融繁忙期を控え事業者からの相談が増加している中、相談受付や融資審査・実行、保証承諾、元本・金利を含めた返済猶予、元本の据置期間の長期化・フル活用など、事業者の資金繰り緩和に向けて全力をあげて丁寧かつ迅速に取り組むこと
- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、この取組状況を報告すること(これについては、財務省より公表する)

○セーフティネット貸付、セーフティネット保証等の活用などを含めて、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応することを徹底いただきたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願います。

○3月1日、安倍総理より、「強力な資金繰り支援を始め、地域経済に与える影響に配慮し、しっかりと対策を講じ」との方針が示されております。資金繰り支援策を含む緊急対応策第2弾を速やかに策定し、これを実行してまいります。